

弊社代表 紺野昌彦の誹謗中傷および事業譲渡について

3月 20, 2015 | ADMIN | ニュースリリース | 紺野昌彦

会社売却の経緯

紺野昌彦

株主の皆様にご報告致したようにカンボジアにおいて、計3名による不当な言い掛かりによる営業妨害行為が発生致しました。

2014年の10月上旬ごろより発生している他社（個人含む）からの弊社に対する妨害行為ですが、先だっの書面でのご報告のとおり、代表紺野昌彦以下、社員一同面識や接点など一切ない人物です。

現在確認できているのは主に3つのブログと一つのWebサイトにおける誹謗中傷記事が複数継続的にあげられています。

ブログA、ブログB、ブログCと仮名称としますが、ブログAは、カンボジア国内における複数の日本人事業者を中傷する記事が目立つブログです。ブログBはカンボジアで活動する日本人不動産事業者で一番中傷記事が目立ちます。ブログCはおそらくブログBの主が経営する不動産会社の顧問弁護士です。

これら3つのブログ記事が約半年間継続しています。ブログAに関しては過去に2社のカンボジア国内の不動産業者に対する批判や妨害行為をおこなった経緯もあり、基本的に他人、他業者への中傷などが多く見受けられたブログでもあります。このような経緯でカンボジアでは有名です。

発生の理由1（推測）

弊社は同時期にカンボジア王国プノンペン市内に他社と合併でコンドミニアムの建設などを計画リリースし、また同じくシアヌークビル市においても他社合併でコンドミニアムのリリースを行いました。同時期に妨害該当者のブログBの1社が同じプノンペン市内のエリアにコンドミニアムを建設する計画を並行しており、これらが理由のひとつではないかと思われます。（同業者潰し）

合併の企業と土地の取得、計画の認可を取る過程ではございましたが、プレマーケティングとして計画を発表し、図面などを公表したこともあり、計画過程ではありましたが、未認可（取得予定）という経緯から、現状を自己都合解釈で用い詐欺（無いものを売っている）という論調で批判、妨害を受けたと推測しています。

発生の理由2（推測）

弊社と長くお付き合いのある顧客が、プノンペン市内に投下資本3億円規模で賃貸コンドミニアムの計画を持っており、複数のカンボジア国内のコンサル事業者、建設企業でヒアリングを行った結果、最終的に弊社に発注依頼を行った経緯がありました。

その際に弊社と、弊社に対し今回の営業妨害を行う他社と最終選考した結果、弊社を選択した経緯があったこともその後の自社調査で判明しています。

当該顧客がセカンドオピニオンとして他の業者と接触していた事実については弊社のカンボジア法人は関知しておりません。

彼らの当初の妨害の理由は、株式会社グローバルビジネスネットワークのカンボジア国内における無許可販売という名目での妨害行為でした。

※カンボジア王国経済財務省ではカンボジア国内において不動産販売などを行う事業者には不動産事業者ライセンスというものを発行し推奨していますが、法的な位置づけとして法律上の義務は存在しません。（当時）

WHATS NEW

紺野昌彦です 2016年8月17日

弊社グループのタイ不動産関連事業停止と業務引き継ぎについてのお知らせ
2015年3月21日

弊社代表 紺野昌彦の誹謗中傷および事業譲渡について 2015年3月20日

資本金を1,560万円から2,420万円に増資 グローバルビジネスネットワーク 紺野昌彦 2014年9月2日

弊社タイ法人の代表者変更のお知らせ グローバルビジネスネットワーク 紺野昌彦 2014年5月27日

紺野昌彦ブログ

紺野昌彦ブログ

紺野昌彦オフィシャルブログ

紺野昌彦の活動記録

紺野昌彦のセミナー実績

賃貸住宅フェア

今日から始めるタイ不動産

今日から始めるタイ不動産

紺野昌彦の記事提供

香港当局に日本の金融庁が圧力、日本居住者の保険加入停止 紺野昌彦氏に聞く

日本における統合型リゾートの可能性、専門家・紺野昌彦氏に聞く

究極の旅行者「パーマネントトラベラー」とは何か 紺野昌彦氏に聞く

紺野昌彦対談記事 グローバル化の加速で世界的に資産の流動化が急速に進む 香港保険の魅力は？(ネタリカ)

紺野昌彦対談記事 グローバル化の加速で世界的に資産の流動化が急速に進む 香港保険の魅力は？(ニコニコニュース)

1. カンボジアで不動産業を営むにあたって、カンボジア王国のピャカダイ弁護士、サリー会計士などに業務を始めるにあたってあらかじめリーガルチェックや指導も受け、現状のカンボジアにおける事実上から直ちに必要ではないと判断を受けて業務をスタートさせています。
2. カンボジア王国経済財務省（所轄省庁）に代表**紺野昌彦**が直接赴き3度にわたり違法性の確認を行いました。違法ではないとカンボジア経済財務省より確認を取っています。また違反処置などの行政処分も受けておりません。
3. カンボジア王国の司法機関の法判断としての裁判判例でも争われた事例があり、そこでもライセンスの未取得は違法操業ではないとの判例も出ています。（調査報告書あり）
4. カンボジア国内で数千件あると思われる不動産仲介業者のうち愛センス取得済みのものは23社（2015年1月現在）
このような経緯から誹謗中傷の争点がライセンス有無が違法操業という内容から、代表**紺野昌彦**への個人的な誹謗中傷にシフトしたと推測しております。

これらに関しては非常識かつ名誉毀損甚だしくもありますが、取り合うこともバカバカしく無駄な行為と判断し反論や対話にも至っておりません。

株式会社グローバルビジネスネットワークの行うサービスで重要な事は以下の3点と考えました。

①顧客へのサービスならびに資産の保全

②雇用する社員の雇用の安定

③株主の皆様の権利の保全を一番の目的

上記の理由を第一と考え、係争などの手段で時間を取られ多くの顧客の皆様に迷惑をお掛けするよりも、いち早くお客様へのサービスの保全を考えた結果でした。裁判所への仮処分申請の取り下げも係争に注力するより、この3点が優先と考え、先に進めるべき事は、お客さまの保全と、従業員の雇用の安定と、事業の譲渡という形になりました事をご報告致します。

2015年3月20日
紺野昌彦

く 資本金を1,560万円から1,420万円に増資し、不動産関連事業停止と業務引き継ぎについて**紺野昌彦**知らせ



BACK TO TOP

紺野昌彦
沖縄県那覇市

© 紺野昌彦 2020

Powered by WordPress・Themify WordPress Themes